

特定非営利活動法人
蒲生野考現倶楽部

定 款

制定 2003年2月5日

特定非営利活動法人
蒲生野考現倶楽部

定 款 目 次

記載項目	頁	記載項目	頁
第1章 総則		議事録	5
名称	1	第6章 理事会	
事務所	1	構成	5
第2章 目的及び事業		開催	5
目的	1	議事	5
特定非営利活動の種類	1	第7章 資産及び会計	
事業の種類	1	構成	6
第3章 会員		管理	6
種別	2	収支予算及び決算	6
入会	2	事業年度	6
入会金及び会費	2	第8章 定款の変更、解散及び合併	
会員資格の喪失	2	定款の変更	6
退会	2	解散	7
除名	2	残余財産帰属	7
抛出金品の不返却	2	合併	7
第4章 役員及び職員		第9章 事務局	
種別及び定数	2	事務局の設置等	7
役員を選任等	3	備え付け書類	7
職務	3	閲覧	7
任期等	3	第10章 雑則	
欠員補充	3	公告	8
解任	3	委任	8
報酬等	3	附則	8
第5章 総会		(定款の施行日)	
種別	4	(設立当初の役員任期)	
構成	4	(設立当初の事業計画及び収支予算)	
権能	4	(設立当初の事業年度)	
開催	4	(設立当初の入会金及び会費)	
召集	4	(設立当初の事務所)	
議長	4	(別表) (設立当初の役員)	
議決	4		
表決権等	4		

特定非営利活動法人 蒲生野考現倶楽部 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 蒲生野考現倶楽部という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県蒲生郡蒲生町内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、豊富な環境意識と活動経験を有する会員等の協力により、環境福祉の視点から環境型生活システムを基調とした地域づくりと、環境文化をテーマにした生涯教育を推進するために、地域の環境調査・研究及び交流事業を通じて、不特定多数の市民・団体等を対象に、三世代交流・次世代人材の育成を推進し、社会教育・健全なまちづくり・環境の保全等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 水環境文化に関する調査研究及び資料の収集
- (2) 循環型環境社会システムの構築と環境対策
- (3) 環境文化に根ざしたまちづくりの推進
- (4) 生涯学習体系における環境教育の推進と環境啓発
- (5) 地域環境文化体験的民族資料館「あたらしや学問所」の運営
- (6) 里山の調査研究、体験活動、地域づくりの場「しゃくなげ学校」の運営
- (7) 地域の「水」に係る上・中・下流の人水交流
- (8) 関係機関・団体との連絡・協調
- (9) この法人の事業に必要な資料の編纂及び刊行
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申込者が第6条の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本会が解散したとき。
- (4) 会員である団体が消滅したとき。

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき。
- (2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき。
- (4) 会費を2年以上滞納したとき。

(拠出金品の不返却)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 10名以上15名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。/
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。/
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。/

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。/

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。/

(権能)

- 第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。/

- (1) 定款の変更、
- (2) 解散、
- (3) 合併、
- (4) 事業報告及び収支決算の承認、
- (5) 役員を選任又は解任、
- (6) その他運営に関する重要事項、

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。/
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。/
(1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。/
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。/
(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。/

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。/
2 理事長は前条第2項第1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。/
3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。/

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。/

(議決)

- 第26条 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。/

(表決権等)

- 第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。/

- 2 前項の場合における前条、次条第1項、第36条及び第38条の適用については、出席したものとみなす。／
- 3 総会の議決において、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。／

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。／

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数および出席者氏名(書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること)／
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印した上、この議事録をこの事務所において5年間備え置く。／

第6章 理事会

(構成及び権限)

第29条 理事をもって理事会を構成する。／

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決定する。／
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
 - (4) 役員職務及び報酬
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催及び招集)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。／

- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があつたとき
- 2 理事長は前項第2号及び第3号の請求があつたときは、その日から7日以内に、理事会を招集しなければならないが、理事長がその期限内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。／

(議事)

第31条 理事会の議長は理事長又は、理事長が指名した理事がこれにあたる。／

- 2 理事会において理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。／
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。／
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。／

- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。／
- 6 理事会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び理事の中から指名された議事録署名人2人が、署名押印しなければならない。／
 - (1) 日時及び場所 ．
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）／
 - (3) 審議事項 ．
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 ．
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項 ．

第7章 資産及び会計

（構成）

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。／

- (1) 財産目録に記載された財産 ．
- (2) 入会金及び会費 ．
- (3) 寄付金品 ．
- (4) 事業に伴う収入 ．
- (5) 財産から生じる収入 ．
- (6) その他の収入 ．

（管理）

第33条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。／

（収支予算及び決算）

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て定める。／

- 2 収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書の作成とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。／
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、特別会計を設けることができる。／
- 4 本条第1項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができ、その収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。／
- 5 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができ、それを使用するときは理事会の議決を経なければならない。／
- 6 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。／

（事業年度）

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。／

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。／

(解散)

第37条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の2分の1以上の決議を経て解散する。／

(残余財産)

第38条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に従い、この法人の目的と類似すると認める特定非営利活動法人または公益法人の中から、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法人に寄付するものとする。／

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。／

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。／

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。／
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。／
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼務することができる。／
- 5 事務局の組織に関し必要な事項は、理事会において定める。／

(備え付け書類)

第41条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類を備え置かなければならない。／

- 2 事務局は毎年度初めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類の写しを作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。／
 - (1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
 - (2) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は住居を記載した名簿)
 - (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
 - (4) 前事業年度において会員であった10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第42条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。／

第10章 雑則

(公告)

第43条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。／

(委任)

第44条 この定款の定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。／

附則

- 1 この定款はこの法人の設立の日から施行する。／
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、2004年6月30日までとする。／
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。／
- 4 この法人の設立初年度の会計は、第35条の規定にかかわらず、設立の日から2004年3月31日までとする。／
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。／

(1)	正会員（個人）	入会金	0円	会費年額	5,000円
(2)	賛助会員（個人）	入会金	0円	会費年額	3,000円
(3)	団体賛助会員	入会金	5,000円	会費年額一口	10,000円
- 6 この法人の設立当初の主たる事務所は次の通りとする。／

滋賀県蒲生郡蒲生町大塚868番地 ／